

10月9日、宝塚市総合教育会議での議論を経て、実行責任を担う教育委員会において「宝塚市いじめ問題再発防止基本方針」が確定されました。この方針は、2016年に市内の中学校で発生した生徒の自死という取り返しがつかない重大事態、この重大事態に対していじめと自死との関連性を認定した再調査委員会報告書における13項目の提言を受けて、取り組み強化のために作成されました。

学校で発生するいじめ問題への取り組みとしては、①予防的対応、②初期対応、③重大事態対応の3点が重要です。予防的対応と初期対応を丁寧に行うことにより、重大事態の発生を防ぐことが可能となります。予防的対応としては、アンケート調査などを受けた教育相談と支援、子どもが主体的に参加・参画できる学校づくり、授業・行事づくりが大切です。初期対応としては、発生した問題に対してトラブルかじめかの議論ではなく、トラブルは「いじめの疑い」がある問題として認知度を高めていくことが大切です。「トラブルだから様子を見よう」と判断がなされた学校では、ト

子どもを大切にする学校づくりを ～いじめ対応、体罰根絶の取り組みを通して～

かすがいとしゆき
春日井 敏之さん

宝塚市総合教育会議 検証委員

立命館大学大学院教職研究科教授

専門は臨床教育学、教育相談論。

宝塚市いじめ問題再調査委員会委員長、

神戸市いじめ問題再調査委員会委員等歴任。



検証委員に聞く

す。時には、いじめられている子どもが「心身の苦痛」を否定することもありません。周囲にはどのように見えているのか、心ある子どもたちの声を聴き取っていくことも大切です。教師には、子どもの発する小さなSOSを感じ取る感性と当事者や周辺の子どもの対話的、共感的な関係を深めていくことが、日常的に求められているのです。

に対して、簡単には回復できない大きな心身の傷を負わせてしまったことです。これは、教師による生徒への「いじめ」であり、その負の影響は、暴力・暴言を肯定するような子どもを生み、生徒間のいじめを助長する要因にもなります。

このような取り組みの最中、9月25日に市内の中学校で柔道部顧問による体罰問題が発生し、生徒が重軽症を負わされました。昨年も市内の中学校で部活動中の教師の威圧的な言動によって、追い詰められた生徒が校舎から転落するという重大事態が発生しています。これは、教師による子どもへの「暴行・傷害」であり、「ハラスメント」(いじめ・嫌がらせ)です。「行き過ぎた指導」ではなく、指導・支援とは無縁の感情的、威圧的、暴力的な行為であり、行政処分に留まらず告訴、告発による刑事訴訟、損害賠償を求める民事訴訟の対象となり得る問題です。重要なことは、被害者である子どもと周辺の子どもたち

なぜこのようなことが、市内の学校で繰り返されるのでしょうか。この問題に正面から取り組むために、「基本方針」では、「部活動の改善」と「体罰・ハラスメントの根絶」が柱として明記されました。部活動は、顧問の自己表現やストレス発散の場ではありません。子どもにとつて、安心・安全な場であるはずの学校で、逆に教師によって子どもの「いのち、権利」が侵害されるという事態の背景には、学校組織の構造的な問題や学校風土の問題があるのではないのでしょうか。これ以上、傷つく子どもを出さないために、すべての学校において子どもへの感情的、威圧的、暴力的な対応から、対話的、共感的な対応への転換が求められています。こうした取り組みが、子ども一人ひとりを大切にした学校づくりとなっていくのです。